

# 広報特別委員会

日 時 平成30年9月25日（火）

午前10時

場 所 第2委員会室

## 付議事項

1 市議会モニターからの意見について …資料1

2 次号（第52号）の発行について

(1) 紙面構成について …資料2

(2) 原稿割当と校正担当について …資料3

(3) 発行までの流れ（予定）について …資料4

3 その他

(1) 一般質問の論点と回答の原稿締切日 平成30年10月22日（月）

(2) 次回委員会開催日時 平成30年10月 日 時

平成 3 0 年 (2018 年) 8 月 3 1 日

広報特別委員会

委員長 山田 伸幸 様

広聴特別委員会

委員長 長谷川知司



市議会モニターからの意見について (依頼)

平成 3 0 年 8 月 3 1 日までに提出された市議会モニターからの意見について、同日に開催された広聴特別委員会において、別添のとおり各委員会に回答を依頼することに決定しました。

つきましては、1 0 月 3 1 日までに意見についての回答を広聴特別委員会まで提出してください。



モニターからの意見	対応
<p>早速、以下の意見を述べます。</p> <p>1. 市議会広聴委員会と議会モニターとの委嘱状交付及び意見交換会</p> <p>(1) 委嘱状交付は正規の議会活動だと言われたが、意見交換会も含めてなぜ公開になっていないのか尋ねたが、委員長は「よく分からない」と言われた。このような正規の会議の位置づけと取り扱いは明確にすべきではありませんか？</p> <p>(2) この委嘱状交付の前に開かれた広聴委員会協議会に関して、私はなぜ「委員会協議会」なのか聞きましたが、委員長は「議会モニターの人事に関わることだから」と答弁されました。「委員会協議会」に関する位置づけや役割は明確なのでしょうか？ 時として傍聴する議員でさえも排除され、委員会内の議員だけの自由討論のような形がとられています。正規の会議とは言えません。「人事に関すること」で非公開で議論しなければならないのであれば（そうだとすると非公開は疑問ですが）「秘密会」の手続きを取るべきではありませんか。</p> <p>(3) 意見交換会といわれたのに、ほとんどの議員からは何の意見も質問も出されず、委員長からは「よく分からない」との発言がされました。突飛な質問というより、基本的な問題での質問が多かったのに、低調な意見交換会になったのはなぜでしょうか。</p> <p>2. 議会広報紙「The 市議会 Vol.50」について</p> <p>(1) 議会広報紙は「誰のために、何のために」発行されているのかよく分かりません。「議会には発行する責任があるから」ですか？</p> <p>(2) 広報紙を編集するための技術面での問題意識が薄いように思います。</p> <p>ア. 企画性    イ. 見出しの字体とつけ方    ウ. レイアウト    エ. 写真やカットの内容と配置など、取り敢えずこの4点でもキチンと編集技術を勉強していただきたいと思います。一般に発行されている雑誌等はぜひ参考にさせていただきたい。</p>	<p>}</p> <p>広報特別委員会</p>

モニターからの意見	対応
<p>1. 議会広報紙「The 市議会 Vol. 51」について</p> <p>「The 市議会 Vol. 51」が届きましたので意見を述べます。</p> <p>私は先般の「モニターからの意見(1)」で議会広報編集にかかわって4点について指摘しましたが、「The 市議会 Vol. 51」は改めて改善の必要性を強く感じました。</p> <p>(1) 広報紙に対して読者が一番興味を持つページは、表紙に続く2、3ページの見開きの内容です。広報紙の「企画性」が一番問われているページですが、委員会はこのページの重要性と位置づけをどのように考えているのでしょうか。議会広報紙の表紙は斬新になりましたが、続いて開いたページに幻滅を感じ、それ以上のページを「読んでみよう」という意欲が湧かないと思います。</p> <p>(2) 少なくとも議会だよりは「市民と議会を結ぶ情報紙」であり、「市民のためにどれだけ開かれた議会活動に努力しているか」をお知らせする折角のチャンスでもあります。そのための「企画」であり、編集の「センス」も要求されます。なぜ議案審査中心の「議会活動」しか載せないのでしょうか。例えば7、8月には「議会カフェ」が開かれました。新しい形式の「議会報告会」を市民に紹介し、興味を持ってもらえるいいチャンスにする考えはなかったのでしょうか。</p> <p>(3) 最初の見開きページをどのような「企画ページ」にするのかは、編集のセンスが問われ一番の力量のいるページでもあります。例えば私がこの見開きページを「市民参加のページ」と位置づけるとすれば、先ほどの「議会カフェ」や「議会改革度ランキングアップの意味」「市議会モニター2期目スタート」あるいは「相次ぐ他市議会の行政視察」とか、広聴委員会とも提携して市民参加の新たな企画を次々と立てる必要があります。当然、ページ全体のレイアウトや見出しの立て方、写真など編集技術が問われるコーナーでもあります。</p> <p>(4) 広報紙全体の「企画力」の問題もあります。前段の企画ページだけでなく様々な新企画コーナーが必要です。例えば市民との関わりでは「請願や陳情書の書き方、出</p>	<p>広報特別委員会</p>

モニターからの意見	対応
<p>し方」「障害者用の傍聴席」「ここが違う傍聴者への資料配布」「ユーチューブでの委員会公開」「政務活動費の公開」など市民に積極的に議会活動の変化をアピールする「議会アラカルト」や「市議会探検隊」コーナーなど、市民が市議会に興味と新鮮味を感じてもらえる企画が必要ではありませんか。</p> <p>(5)「The 市議会 Vol. 51」で特に目についてのこと</p> <p>ア.「委員会レポート」もそろそろ改善と工夫がいきりませんか。</p> <p>イ. 会派の「視察報告」もあまり意味のあるものとは思えません。せっかく税金を使った視察なのに、市民には何のことかほとんど理解できません。会派の皆さんもこの程度の内容の視察だと市民から受け取られるのは不本意だと思いますが…。</p> <p>ウ. 議案賛否の一覧表も単なる「資料的な意味」しかありませんが、逆に市民から見れば大いに勘違いする一覧表でもあるのです。「賛否の分かれた議案だけ掲載」なのですが、そんな説明よりも一覧表の方が説得力があり、市民には「議会に提案された議案すべて」と思われがちです。少なくとも誤解を与えない工夫が必要で、見出しも「議案に対する議員の賛否状況」ではなく「賛否の分かれた議案です」などに変えてはどうでしょうか。</p> <p>2. 広報委員会の編集技術の向上について</p> <p>広報委員会メンバーの編集技術の向上は避けて通れません。</p> <p>ア. 少なくとも広報委員長は「レイアウト用紙」による編集と、明確な編集方針を持つ必要があります。</p> <p>イ. 広報委員会で先進地視察や広報編集の基本的な技術を勉強する必要があります。</p> <p>ウ. 可能であれば県議長会に要請して、毎年開かれる「議員研修会」で「議会広報紙」に関する編集技術や編集のイロハなどを教えてもらえる講師の要請や県内「議会だより」のコンクール表彰を行うことを、当市議会が率先して提案してはどうでしょうか。</p>	<p>広報特別委員会</p>

## 第52号 (11/15号) 紙面構成

p1		p2		p3	
表紙		9月定例		会概要	
p4		p5		p6	
総務文教 レポート		民生福祉 レポート		産業建設 レポート	
				理科大 レポート	
				① 森山喜久	
p8		p9		p10	
② 宮本政志		③ 長谷川知司		④ 大井淳一朗	
				⑤ 岡山明	
				⑥ 高松秀樹	
				⑦ 伊場勇	
				⑧ 笹木慶之	
				⑨ 山田伸幸	
p12		p13		p14	
⑩ 中村博行		⑪ 奥良秀		⑫ 吉永美子	
				⑬ 杉本保喜	
				⑭ 矢田松夫	
				⑮ 藤岡修美	
				議決結果	
p16					
トピック					
12月定例会日程		編集室			

## ●原稿割当と校正担当について

ページ	内容	原稿割当	校正担当
1	表紙		
2-3	9月定例会概要		
4	委員会レポート《総務文教》		
5	委員会レポート《民生福祉》		
6	委員会レポート《産業建設》		
7	委員会レポート《理科大》		
7	一般質問	各議員 (15人)	
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15	議決結果	事務局	
16	トピック		
	12月定例会日程	事務局	
	編集室		

## 議会だより第 52 号発行までの流れ（予定）

- 10 月 15 日（月）原稿締切日
- 10 月 15 日（月）～10 月 17 日（水）
  - ・原稿入力
- 10 月 18 日（木） 第 1 回編集会議 初校
- 10 月 19 日（金）～10 月 24 日（水）
  - ・初校の修正
- 10 月 25 日（木） 第 2 回編集会議 2 校
  - ・初校正の確認と不足分原稿の初校の確認
- 10 月 26 日（金）～10 月 31 日（水）
  - ・2 校の修正
- 11 月 1 日（木） 第 3 回編集会議 3 校
  - ・2 校正の確認
- 11 月 5 日（月）
  - ・委員長による最終確認→印刷所に OK を出す
- 11 月 6 日（火）～11 月 13 日（火）
  - ・印刷所で印刷製本及び自治会ごとに束ねる
- 11 月 14 日（水）
  - ・議会だより第 52 号の納品
- 11 月 15 日（木）
  - ・議会だより第 52 号を自治会便で配付